資料2－①

平成24年度　福岡市の相談支援体制と障がい者等地域生活支援協議会との関係

福岡市障がい者等地域生活支援協議会

・区部会等から報告された課題の情報共有に関する協議
・報告された課題への対応について，関係機関等のネットワーク構築など社会資源の開発・改善に関する協議　　など

【委員】
学識経験者，障がい当事者（家族を含む）団体等，市内の相談支援事業及び児童発達支援センター事業の委託事業者，障がい福祉サービス事業者，保健・医療関係者，教育・雇用関係者，権利擁護関係者，地域福祉関係者

【事務局】
福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課

意見提言

障がい保健福祉計画案

全市で取り組むべき課題

事務局に協力

相談支援事業機能強化専門員

障がい者生活支援相談室

参加

調査，研究，施策提案の検討等の結果

設置

7つの区部会

事例検討を通じて，
・利用可能性のあるサービス等の社会資源の再検討
・個別の残された課題
について整理を行う。

【委員】
区保健福祉センター障がい福祉担当課職員，特別支援学校の進路又は支援部関係者，区内相談支援事業及び児童発達支援センター事業の委託事業者等

【事務局】
全知的障がい者相談支援センター
全精神障がい者相談支援センター

専門部会

・特定の事項の調査，研究
・施策提案の検討　など

事務局

サービス等を利用しても課題解決が困難な事例

障がい者等の相談支援事業者（資料2－②を参照）が行う日頃の支援活動